

令和 5 年 6 月 13 日

申請者様各位

一般財団法人 宮城県建築住宅センター

## 確認検査申請手数料改定に伴う経過措置について

日頃から当センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当センターにおきましては、昨今の物価の高騰及び人件費の上昇などへの対応のため、令和5年7月1日（土）より、確認検査申請手数料を改定させていただくこととしております。

つきましては、改定に伴う経過措置といたしまして、下記のとおり取り扱いますので宜しくお願い致します。

### 記

#### ○ 改定後の確認検査手数料の適用について

⇒ 令和5年7月1日（土）以降に引受（本受付）となる申請から改定後の手数料が適用されますので、申請期日については十分ご注意ください。

なお、令和5年6月30日（金）17時15分までに引受（本受付）した申請は、現行の手数料を適用することとなります。

#### ○ 確認申請の引受（本受付）について

⇒ 通常は、事前審査依頼を受けて審査を行い、補正事項等についてお知らせした後、原則として全ての補正等が完了したものが引受（本受付）となります。

#### ○ 経過措置の内容について

⇒ 以下の期限までに事前審査依頼を受付した申請で、次の全ての条件に合致するものにつきましては、全ての補正等が完了する前であっても、お申し出により、引受（本受付）いたします。

##### 【事前審査依頼の受付期限】

- ・ 構造計算書の添付が有るもの 令和5年6月20日（火）17時15分まで  
（ただし、構造計算の内容等により、経過措置の適用ができない場合がございます）
- ・ 構造計算書の添付が無いもの 令和5年6月23日（金）17時15分まで

##### 【引受（本受付）の条件】

- ・ 引受（本受付）に必要な図書及び書類が一式揃っていること
- ・ 受付時審査（H19国交告第835号第1第2項）に適合していること
- ・ 道路照会したものは特定行政庁からの回答があり、適合していること
- ・ 建築基準関係規定への適合性の判断に影響する質疑等については、全て補正が完了していること

※ 手数料の支払いが現金の場合は、引受（本受付）の際に窓口でのお支払いが必要です

※ 手数料の支払いが振込の場合、経過措置の適用にあたっては、振込の確認後に引受（本受付）とさせていただきます

（お問い合わせ）建築確認課 TEL 022-262-0401  
事業管理課 TEL 022-262-1541  
県北事務所 TEL 0229-29-9177